

緊急声明

わたしたちは、「永住許可取り消し」法案に反対します

わたしたちは、国籍やルーツの違いを超えて、共に生き、生かし合う社会の実現を目指す者として、4月から国会で審議されている、「永住許可取り消し」法案に反対します。

「永住許可取り消し」法案は、育成就労制度を創設する法案と合わせて、2024年3月15日に閣議決定され、4月より国会で審議されています。「育成就労制度を通じて、永住に繋がる外国籍住民の受け入れ数が増えることを予想し、永住許可制度の適正化を行う」というのが政府の考えです。

この法案は、「永住者」という在留資格を得た外国籍住民が入管法上の義務を履行しない場合や故意に公租公課の支払をしない場合、および一定の刑罰法令違反により拘禁刑に処せられた場合に、永住許可を取り消すというものです。具体的には、倒産や失業、大病などで、税金や社会保険料を催促されても支払うことができなかった時、在留カードの不携帯や更新(7年ごと)をつい忘れて入管に行かなかった時、何らかのトラブルで、住居侵入罪など微罪で捕まり1年以下の拘禁刑(執行猶予も含む)になった時などに、永住許可が取り消されるというものです。

このような税金や社会保険料の滞納、軽微な法令違反に対しては、日本国籍者に対するのと同様に法令に従って催促、差押、行政罰等を課せば十分であるはずですが、トラブルや予期せぬ事態に関しては、外国籍住民に限らず、誰にでも起こりうる事です。にもかかわらず、外国籍住民であるというだけで、在留資格が取り消されるならば、差別と言わざるを得ません。

いま日本には、307万人を超える外国籍住民が暮らしています(2023年3月24日現在、外国人権白書より)。そのような中で、今回の法案の対象である「永住者」とは、在留歴10年以上という、諸外国と比べても厳しい条件を満たし、さらに、過去5年分の収入と納税に関する資料や、直近2年分の社会保険料納付の資料など、膨大な書類審査を経て「永住者」という在留資格を取得し、日本に安定的な生活基盤を築いた方がたです。このように、共に社会を形成しているなかまたちを差別するような法案は、決して、受け入れられません。

わたしたちは、国籍やルーツの違いを超えて、共に生き、生かし合う社会の実現を目指す者として、「外国人住民基本法」、「差別撤廃基本法」を国内で立法化することを願い、毎年署名活動を続けています。今、必要なのは、外国籍住民の監視と管理を強化する法案ではなく、外国籍住民の人権を守るための法案です。国籍やルーツの違いを超えて、全ての人が、与えられたいのちを喜び、生きていくことができる社会の実現を求めます。

寄留者があなたの土地に共に住んでいるなら、彼を虐げてはならない。あなたたちのもとの寄留する者をあなたたちのうちの土地に生まれた者同様に扱い、自分自身のように愛しなさい。なぜなら、あなたたちもエジプトの国においては寄留者であったからである。わたしはあなたたちの神、主である。

(レビ記 19章 33~34節)

2024年5月14日

日本バプテスト連盟 日韓・在日連帯特別委員会